

令和2年度第2回狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する
審査委員会会議録

1 日 時 令和2年11月26日（木） 午後7時～8時4分

2 場 所 狛江市防災センター 3階会議室

3 出席者 委員長 押尾 賢一（学識経験者）
副委員長 渡辺 秀貴（学職経験者）
委員 惣川 ひさえ（市民委員）
委員 氏家 嘉代（市民委員）

事務局 担当課 教育部理事(兼)指導室長 小嶺 大進
教育支援課長 浅見 文恵

田部井 則人（学校教育課長）
高橋 治（学校教育課教育課長補佐兼庶務係長）
石渡 和香子（学校教育課教育庶務係）
三角 紳太郎（学校教育課教育庶務係）

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 事 1. 議題

(1) 令和2年度（平成31年度事業）再評価について

○4-2. 特別支援教育に関する連携のしくみの構築

2. その他

7 会議概要

委員長 これより、令和2年度第2回教育委員会自己点検及び評価に関する審査委員会を開催する。まずは事務局から、本日の資料の確認をお願いします。

(事務局より資料確認)

事務局 追加資料として、小学校・中学校個別指導計画とひだまりセンターのパンフレット、第1回委員会の会議録案を机上配布。会議録案については、修正等あれば事務局まで。

委員長 資料に不足等なければ、次第に従い、議事を進める。
次第1「令和2年度（平成31年度事業）再評価について」、審議する。今年度の評価は、前回の委員会で、「4-2. 特別支援教育に関する連携のしくみの構築」と「5-2. 教育委員会や学校における危機管理体制の強化」を取り上げることとした。本日は、「4-2. 特別支援教育に関する連携のしくみの構築」について、議論する。担当課より説明をお願いします。

事務局 指導室長，教育支援課長より概要説明
(資料1から9・追加資料に基づき説明)

委員長 それでは、この項目について質問・意見はあるか。

惣川委員 重複障がいの場合、どの学級に通うかはどのように判断するのか。

教育支援課長 就学相談を受けていただき家族の意向や都立学校の教員の意見も踏まえ、適性就学を決めていく。

惣川委員 そうして決めた就学先と保護者の意向が異なる場合はどうするのか。

教育支援課長 保護者と話し合いを行うが、最終的にはその児童・生徒にとってどの就学先が適しているかに着目して就学先を決定する。たしかに保護者の強い意向で通常学級や異なる就学先を選択することはよくある。しかしその場合学年が上がるに従い、児童・生徒の負担は重くなっていく。その時点で改めて就学相談を受けて適した就学先に変更するという事例もある。

惣川委員 就学先の見直しは学年ごとなどにできるのか。

教育支援課長 いつでも就学先の変更はできる。その方の希望や学年が上がり児童・生徒がづらくなっている状況等を踏まえ、学校から保護者へ連絡し、就学相談を行い変更するという流れになる。

氏家委員 「特別支援教室に通学する児童・生徒数が増加している」という記載があるが、教員の配置はどのような基準となっているのか。

指導室長 東京都では、児童・生徒10人につき1人の教員配置が基準。文部科学省が定める全国的な基準は13人につき1人。

氏家委員 異なる障がいの場合でも10人につき1人なのか。

指導室長 実際の配置は単純にそうではないが、人数配置としては10人に1人という計算になる。

副委員長 就学支援委員会に以前携わっていたが、先ほど指摘があった保護者の意向と違う場合の対応については大きな課題の1つと感じている。例えば知的障がいがあると委員会で判定し、適正のある専門的な集団の中で学習した方が成長が望めると判断しても、保護者が通常学級に通学させたいという強い意向がある場合には、最終的には保護者の意向を尊重することとなる。その場合、通常学級にその段階まで発達していない児童・生徒が在籍することとなり、学校は非常に困難な立場に立たされる。その状況は子どもにとってもつらい部分があり、指導する側も難しい部分がある。継続的に学校が保護者に働きかけを行っても卒業まで変わらないケースもある。もう少し教育委員会が介入し、必ずしも通常学級に適している他の子どもたちと同様のサービスは受けられないことを納得した上でないと判定と異なる決定は行わないことや、学期や学年ごとなどに必ず就学相談を行っていくなど一定の仕組みができると良い。

指導室長 学校が大変苦慮していることは理解している。しかし公立学校である以上、保護者との合意を図る必要がある。また就学相談自体は法的拘束力がないが、関係者が感じている課題である。毎年東京都等にも相談しているが、何らかの強制力やその他の方策が必要だと感じている。

副委員長 インクルーシブ教育も求められているが、現実的には困難な部分がある。そこを市としてどのように実施していくのか検討していく必要がある。学校現場も行政も関係者も課題を認識しながら動けていない。ぜひ何らかの方策の検討に向け、動き出していただきたい。

委員長 私が学校現場で担任をしていたときに、学級に情緒障がいのある児童が2人在籍していたことがあった。そのうち1人は何か引き金になって突然他の児童に体ごと衝突するため、その児童の席は一番前にし、授業中はずっと手を握って授業をしていた。その児童にも力をつけてもらいたいと思い、取り組んだが取り残されないようにするのが精一杯だった。情緒障がいや軽度発達障がい等のある児童が在籍する学級の担任は誰もが「何とかしたい」という思いをもちながら、できないまま終わってしまうことが多いのではないかと。

最終的にその児童は小学校を通常学級で卒業し、中学校から特別支援学校へ進んだ。4年後、その児童が高等部に進み、バスケットボール大会に選手として出場しているのを見た。小学生の時にはボールの受取りもできなかった児童が特別支援学校の中等・高等部を通じて選手として出場できるまで能力を向上させていた。やはり教員でこうした経験がある人が直接保護者に伝えないと本当の姿は保護者に伝わらない。その子の将来を考えれば特別支援学校の力を借りた方が良い場合がある。保護者は夢を持って学校に通学させる。学校に行けば教員が何とかしてくれると思っている。しかしそれは現実的には難しい。障がいの程度に従って通常学級、通級指導、固定学級など適したところを選択することが望ましい。保護者がそうした選択をできるようにするためにも、例えば就学相談の流れの中で、保護者が決定をする前に、現在の姿だけでなく、将来の姿も予測できるような経験が豊富な教員の話聞ける機会を設けるなど、現場の教員の声をもっと伝えた方が良い。その方が保護者も理解しやすいのではないかと。狛江市では、特別支援の枠組み、条件整備は整っている。新たに子どもたちの支援に特化したセンターも設置された。今後はもっと学校との結びつきを強くし、教員との連携、経験豊富な教員の声をもっと良く聞く機会を設けた方が良い。

副委員長 もう1つ行動観察の教員の負担が大きいことが課題。固定学級でも通級指導でも割り当てられた時間の合間をぬって行動観察を行っている。「教員がやる必要があるのか」という議論が行われながら、ずっと今まで変わらずにきている。自治体によっては、教育委員会が専属の人員を確保し行って

いるところもある。もちろん予算も必要であり、難しい部分もあるが、現在は自分の受持ちの児童・生徒への指導スキル向上のための時間を行動観察に削っている状態。それは本末転倒。学校における働き方改革の推進も求められている中、特別支援教育に関わる教員の負担軽減も検討すべき。また就学支援委員会のメンバーに特別支援教育運営の経験のある退職教員や学識経験者として特別支援教育の現場を良く知る専門家を加えるなどして委員会の説得力を増す工夫も必要ではないか。予算や人員の確保など難しい部分もあるが、そうした仕組みそのものを変えていかないと全ての関係者が疲弊している現状は変わらない。

惣川委員 障がいのある児童、特に外見上では障がいがあると認知されないものの、障がいがない児童等との違いが明らかな場合、いじめなどでその児童が疎外され、それによってその保護者や家族まで疎外され、地域で孤立するケースがある。こうした保護者は重度障がいのような障がい者団体に属することもできず、連携できる存在がなく、孤立し、疎外している人を恨むような悪循環に陥りやすい。望ましいことではないが、障がいのある児童が、違いがあると認識されてしまうのは理解できる部分があるが、保護者や家族まで、地域や保護者たちから疎外されるような状況はおかしい。

委員長 障がい者団体は組織されているのか。

教育支援課長 障がい認識ができていたり、固定学級に通学していたり、さまざまな障がいサービスを受給している方は、組織された「親の会」などに加入し、情報共有や相談といったつながりができている。しかし、障がいの程度がそこまで至らない場合は、そうした団体に所属することができず、障がいのない保護者からは異なった存在と認識される。指摘のとおり、孤立しやすい。そこは非常に難しい問題。

副委員長 そうなった場合、一番関わるのは学校。それにより学校の負担も一層増える。そうした意味でも子どもを中心に考え、不登校やいじめを受けた子どもに関わって学校や関係機関との調整を図るスクールソーシャルワーカーの存在が重要となる。現在1校当たり2名の配置と聞いているがそれでも足りない。また単に2人配置されていれば良いのではなく、スキルが重要。優秀な人材の確保が困難なのは、特別区に比べ報酬が安いことが一因と言われている。こうした部分を解決していかないと格差は広がっていく。そこは学校や就学支援委員会の努力だけではどうにもならない。

また小学校の情緒障がい固定学級設置の際に、将来的な専属の心理士の設置をお願いしていた。現在も配置されていない状況と聞いている。情緒障がいのある児童の保護者は精神的につらい思いをしている方が多い。その保護者のケアや相談まで固定学級の担任が担っていたら担任がもたない。報告があったように巡回指導の利用者も増加しており、巡回指導を行う教員の負担も同様に増している。専属の心理士を週2～3日でも良いので配置しなければ、現在の特別支援教育の枠組みそのものが立ち行かなくなる可能性すらある。ぜひ取組みを進めていただきたい。

指導室 ご指摘のとおり情緒障がい固定学級の教員の負担は大きくなっている。特に今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるさまざまな措置を引き金に、多くの教員が悩みを抱えている。副委員長への懸念が表面化してきている。

副委員長 ポストコロナは現在の状況が日常となる可能性が高い。ぜひ人員の選定、配置を急いでいただきたい。惣川委員から話があった内容を学校で解決するのは難しい。

委員長 そのような保護者のケアができれば、子どもにも良い影響が現れ、学校の負担軽減にもつながる。例えばひだまりセンターのようなところで、同じような経験をした保護者の話が聞ける機会や相談できる機会が持てると良い。

副委員長 ぜひ新しいセンターについては、コロナ禍や災害時においてもサービスを切れ目なく提供できるような運営体制を目指していただきたい。

委員長 他にご意見等あるか。
なければこれで「4-2. 特別支援教育に関する連携のしくみの構築」の再評価については、終了する。
次に、「(3) その他」、事務局から次回の日程の確認をお願いする。

事務局 次回第3回は、12月17日（木）午後7時から防災センター4階会議室。「5-2. 教育委員会や学校における危機管理体制の強化」を議題とする。第4回は、令和3年1月21日（木）午後7時から防災センター3会議室。答申案の検討をお願いする予定。

委員長 この件について、何か質問等あるか。

(なし)

委員長 なければ、これで狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会第2回会議を終了する。